

いじめ事案への組織的対応【概要版】

小国町立叶水小中学校

- ◇ 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ◇ 常に、状況把握に努める。

参考：○いじめ防止対策推進法

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課資料

○「いじめ調査」対応マニュアル

いじめ情報

① 情報を集める

○教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める。
・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

- ・誰が(加害)、誰を(被害)
- ・いつ(時間)、どこで(場所)
- ・いじめの内容
- ・いじめのきっかけ(背景と要因)
- ・いつ頃から、どのくらいの期間(背景と要因)

〈アンケートの実施による事案のとらえ〉

- レベル1: 比較的初期状態かつ軽易な事案
(あだ名で呼ばれる、小さいさかい、冷やかし、からかい等)
- レベル2: 個別指導を要する事案
(継続のないじめと捉えられる事案、乱暴な言動等)
- レベル3: 緊急を要する事案

(校長の直接指導の下、直ちに対応しなければならない事案、暴力的な態度、「死ね」「消えろ」など、人権を完全否定するような暴言等)

③-A 子どもへの指導・支援を行う

○いじめられた児童生徒にとって、信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
○いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③-B 保護者と連携する

○担任またはつながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

② 指導・支援体制を組む

○「組織」で、指導・支援体制を組む。
(学級担任、小・中教務、養護教諭、生徒指導主事、管理職で役割を分担)

- ・アンケート内容の確認
- ・被害児童生徒からの聞き取り
- ・加害児童生徒からの聞き取りと指導
- ・学級指導、全校児童生徒への指導

〈いじめの訴えのあった保護者への対応〉
上記レベル1～レベル3のすべてについて、保護者と直ちに連絡をとる。

- 悩みを打ち明けていただいたことに感謝
- 記載事項について再度の確認
- 相談者の立場に立って話を聞く(受けとめる)
- 相手側にもきちんと事実確認し、この問題の解決に向けて対応する旨の説明

指導した内容を、被害児童生徒の保護者に報告

★レベル2については、管理職が加害児童生徒と被害児童生徒に対して、直接指導したり話を聞く場を設ける。

★レベル3については、「チーム会議」を開催し、町教委からの指導・助言も得る。被害児童生徒宅へは家庭訪問、加害児童生徒(保護者)は学校に召喚。